

販売店概要書

(1) 販売店に関する事項 (審査対象事項)			整理番号 (記入不要)	
1. 販売店の名称・所在地等				
名 称	カブシキガイシャナオキ		代表者氏名	トラヤ ノリユキ
	株式会社 尚輝			寅屋 矩之
所 在 地	〒590-0094		電話番号	06-6628-2177
	大阪府大阪市中心区平野町 1-6-9		F A X 番号	06-6628-2178
連 担 絡 者	所属	総務部	電話番号	06-6628-2177
	氏名	ワタリ ミナ	E-Mail	info@naoki-inc.co.jp
渡 美奈				
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出				<input checked="" type="checkbox"/> 自主行動基準 <input type="checkbox"/> 自主的な行動基準
公開URL	http://www.naoki-inc.co.jp			
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒590-0094		電話番号	06-6628-2177
	大阪府大阪市中心区平野町 1-6-9		F A X 番号	06-6628-2178
連 担 絡 者	所属	総務部	電話番号	06-6628-2177
	氏名	ワタリ ミナ	E-Mail	info@naoki-inc.co.jp
渡 美奈				

6. 販売店 独自の事業 (一部の施工店とのみ共同して行なうものを除く。)	
事業名	事業概要
省エネ事業	太陽光発電システム・蓄電池、オール電化機器をはじめ、省エネ設備のご提案
リフォーム事業	水廻り・外壁・屋根をはじめ、住宅設備に係るリフォームのご提案
7. 相談・クレーム処理体制 相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。	
<p>■お客様よりご相談・クレームがあった場合</p> <ul style="list-style-type: none">①一旦受付窓口にてご相談内容のヒアリングを行います。②ご相談内容を迅速に受付窓口よりエリア担当者へ引き継ぎ③エリア担当者よりお客様に直接ご連絡させていただきます。④ご相談内容より、<ul style="list-style-type: none">I) お電話にてご対応II) エリア担当者が直接ご訪問III) 商品的な不具合の場合は弊社エリア担当者・施工店・メーカー修理ご担当様など、不具合箇所により専門担当者をご訪問し修理を行います。	

(3) 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店に関する事項（参考内容）

太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店毎に作成してください。

1. 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店		
登録番号		名称
2. 過去3年間の販売実績		32 件
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：(右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能：－)		
大阪市内	○	
豊能（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）	○	
三島（吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）	○	
北河内（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）	○	
中河内（八尾市、柏原市、東大阪市）	○	
南河内（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）	○	
泉北（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	○	
泉南（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）	○	
4. 販売店が請求する費用の目安 *次の条件において、代表的な費用（リフォームに関する費用を除く）をご記入ください。 ・築10年程度の2階建て木造住宅（在来工法）の屋根に定格出力3.5kWの太陽電池モジュールを載せる。 ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・構造耐力は、建築基準法施行令第3章（構造強度）第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・容易に外壁に穴を明けることができる。 ・足場を容易に架けることができる。		
		120 万円

5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率
概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。
また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。

戸数	戸	割引率	%
----	---	-----	---

条件等：

6. 販売店 独自の事業
(当該太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店とのみ共同して行なうものに限る。)

事業名	事業概要

--